

1 調査の概要

(1) 調査の目的

調布市立小・中学校における児童・生徒のいじめ・不登校等の実態を把握し、それぞれの未然防止、早期発見、早期対応の充実を図る。

(3) 調査項目 (文部科学省「児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の定義による)

【いじめ】

○ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。) であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。(いじめ防止対策推進法)

【不登校】

○ 令和元年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、令和元年度間に連続又は断続*して30日以上欠席した児童生徒数
○ 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者 (ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。) の数
※ 断続・・・時々とぎれながら続くこと

(2) 調査の概要

・令和元年度における各校の「いじめ」「不登校」「暴力行為」の実態を把握するため、令和2年度4月に実施。
・調査は、教員が回答

【暴力行為】

○ 自校の児童生徒が、故意に有形力 (目に見える物理的な力) を加える行為 (「対教師暴力 (教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。)」「生徒間暴力 (何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。)」「対人暴力 (対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。)」「器物破損 (学校の施設・整備等)」
※ ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

2 調布市教育プランとの関連

(1) 施策及び主な取組

施 策 1 【豊かな心の育成】 <主要事業 1 命の教育の推進 2 人権教育の推進 3 道徳教育の推進>

主な取組 ○ 「命」の授業及び「いのちと心の教育」月間の取組等、児童生徒が主体的に考える取組の推進

○ 人権教育全体計画・年間指導計画に基づく取組の推進 ○ 道徳の教科化による道徳の授業の充実 ○ 道徳授業地区公開講座の実施

(2) 成果指標

「いじめは、どんな理由があってもいけないこと」を理解している児童・生徒の割合 (%)	校種	R4目標値	基準値	H30	R1
	小学校	100%	95.2%	96.9%	96.2%
	中学校	100%	92.8%	94.5%	92.9%

3 いじめ・不登校等の実態

いじめ	認知件数 (件)								
	小学校				中学校				
年度	H28	H29	H30	R1	H28	H29	H30	R1	
全 国	237,921	317,121	425,844	484,545	71,309	80,424	97,704	106,524	
東京都	13,948	25,837	45,472	48,249	4,029	5,017	6,870	6,968	
調布市	30	69	152	5,193	19	87	80	155	
R1 学年別いじめの認知件数									
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
	1532	1334	711	605	526	485	76	46	33

発見のきっかけは、学校の教職員等の発見が、小学校 57.7% (2995 件)、中学校 71.0.0% (110 件) と多く、そのうち、学級担任の発見 (小: 168 件、中: 39 件)、アンケートによる発見 (小: 1042、中: 101 件) であった。なお、態様では、「パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる」で小学校 2 件、中学校 7 件が見られた。

不登校	出現率 (%)								
	小学校				中学校				
年度	H28	H29	H30	R1	H28	H29	H30	R1	
全 国	0.47	0.54	0.70	0.83	3.01	3.25	3.65	3.94	
東京都	0.52	0.56	0.71	0.88	3.60	3.78	3.67	4.76	
調布市 (人)	0.40 (42)	0.62 (66)	0.78 (85)	0.89 (99)	2.48 (102)	3.13 (128)	3.92 (157)	3.94 (158)	
R1 学年別不登校児童・生徒数									
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
	2	12	17	16	21	31	44	58	56

特に小学校の出現率が上昇している。90 日以上欠席している児童・生徒数は、小学校 28 人 (昨年度 45 人)、中学校 68 人 (昨年度 105 人) であり、長期間の欠席児童・生徒数は、減少している。また、平成 30 年度からの継続している不登校の割合は、小学校 41.4% (昨年度 45.9%)、中学校 65.2% (昨年度 42.7%) となっており、特に中学校が継続している。

暴力行為	発生件数 (件)								
	小学校				中学校				
年度	H28	H29	H30	R1	H28	H29	H30	R1	
全 国	22,841	28,315	36,536	43,614	30,148	28,702	29,320	28,518	
東京都	671	760	1,011	1,040	1,672	1,463	1,831	1,296	
調布市	3	0	25	22	29	0	46	15	
R1 学年別加害児童・生徒数									
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
	1	3	3	4	2	6	7	1	3

平成 30 年度の発生件数から減少している。実態としては「件数=加害者数」ではなく、特定の児童・生徒の複数回にわたる暴力行為の結果であった。児童・生徒間暴力 (小: 11 件 (昨年度 2 件)、中: 10 件 (昨年度 8 件)) が最も多く、器物破損 (小: 4 件 (昨年度 9 件)、中: 2 件 (昨年度 31 件)) の行為は減少した。

4 今後の対応

いじめ	不登校	暴力行為
(新規) 年3回の校内研修を実施し、全教職員がいじめの定義を正しく理解し、定義に基づいた認知を確実に行うとともに、組織的な対応を行う。	(新規) 児童・生徒への年3回 (6月、10月、2月) の意識調査 (自尊感情等) を実施し、調査結果を踏まえた各校における「居場所づくり (児童・生徒が落ち着ける場づくり)」・「絆づくり (児童・生徒の主体的な活動による関係づくり)」の充実を図る。	(新規) 暴力行為の背景にある児童・生徒の抱える様々な課題、個人を取り巻く家庭、学校、社会環境などの要因を把握し、課題や困り感に応じた適切な対応を行う。
(新規) 児童・生徒の多様性や互いのよさを認め合う態度の育成に加え、児童・生徒がいじめを自分たちの問題として捉え、「いじめをなくすためにどうすればよいか」について、自ら考え、話し合い、行動できるようにするための取組の推進を図る。	(新規) 児童・生徒が「魅力ある学校」とは何かを考え、主体的に学校づくりに携わる学習の充実を図る。	(新規) 全ての教職員で、生活指導の目標や方針、指導基準の共通理解を図り、一貫性のある対応ができる校内指導体制を構築する。
(新規) 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」の調査に対して、「思わない」と回答している児童・生徒を把握し、児童・生徒の背景を正しく理解するとともに、必要な支援を行う。	(新規) 小・中連携の組織的取組を推進し、不登校の未然防止の取組の充実を図る。	(新規) いざというときに行動連携できるよう、関係機関と日頃から情報連携の充実を図る。
(新規) 新型コロナウイルス感染症に関連したいじめ等の防止に向けて、都作成の資料を活用した指導の充実を図る。	(新規) 長期的な欠席児童・生徒への学習保障について、1人1台タブレット端末等を活用した学習支援など、オンラインによる学習の推進を図る。	(新規) 生活指導主任会において、適切な指導や関係機関等との連携について情報の共有化を図るとともに、スクールカウンセラー等、心理士を講師とした研修会を実施する。
(継続) 都作成指導資料等を活用したいじめ等に関する授業の充実を図る。	(新規) コロナ禍によるストレスや不安を抱えた児童・生徒に対して、児童・生徒の状態を的確に把握し、早期に個に応じた適切な支援を行う。	(新規) 暴力行為を行った児童・生徒本人の成長と他の児童・生徒の安全・安心の確保や心のケアに向けた対応を行うとともに、学校の対応について保護者と共通理解を図る。
(継続) 様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育 (SOS の出し方に関する教育) の推進及び教職員の「SOS の受け止め方」に関する対応力の向上を図る。	(継続) 不登校の要因や継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けなど、適切な環境づくりを行う。	(継続) 児童・生徒の行為のみを指導の対象とするのではなく、その行為にいたった事象を取り除き、問題となる行動の未然防止に努める。
(継続) 謝罪等が終わっても解消したものとせず、一定期間組織的に見守る体制を確立し、指導後のいじめの再発を防止解消につなげていく。	(継続) 学校と適応指導教室「太陽の子」や不登校特例校第七中学校「はしうち教室」、教育相談所や教育支援コーディネーター室、社会福祉協議会施設「ここあ」等との連携・協力体制の推進を図る。	(継続) 予防・開発的な生活指導を推進し、児童・生徒の自己指導能力の育成を図る。
(継続) スクールカウンセラーによる小5・中1全員面接により相談機会の充実を図るとともに、全教職員による学校教育相談体制の充実を図る。	(継続) 「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自ら進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを旨とした支援の充実を図る。	(継続) 暴力行為に至った状況を整理し、自己決定させる生活指導の充実を図る。
		(継続) 児童・生徒が決まりやルールを作成し、自分たちで行動し、行動を振り返り評価・改善していく活動の充実を図る。